

# 火山災害における避難実施要領の作成

## モデル事業検討会（第3回）

### 議事録

- 1 日 時 令和3年3月15日（月） 13時30分から16時00分
- 2 場 所 富士山科学研究所 ホール
- 3 出席者 座長、各委員3名、関係機関11名
- 4 会議経過

#### 1. 開会

【事務局】 それでは定刻になりましたので、火山災害における避難実施要領の作成モデル事業検討会第3回、最終回を始めさせていただきたいと思っております。皆様どうぞよろしくお願い致します。

#### 2. 配布資料確認

【事務局】 会議に先立ちまして、お手元の配布資料のご確認をお願い致します。クリップ止めの資料をお開きいただきまして、1枚ものの議事次第、出席者名簿、配席図、それから、資料1～4になります。資料1が、前回の議事要旨、資料2が、各市町村の避難実施要領の構成と内容、資料3が、避難実施要領のひな形案の構成と内容、資料4が、火山避難のさらなる実効性確保に向けた主な項目ごとの取組み事例となります。皆様、お揃いでしょうか。

#### 3. 委員紹介

【事務局】 それでは事務局から、お手元の委員名簿に従いまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。今回、座長の秦康範様にお越しいただいております。それから、吉本充宏委員にお越しいただいております。本日、関尚史委員に代わりまして、金子様に代理出席という事でお越しいただいております。ありがとうございます。よろしくお願い致します。その他お手元の出席者名簿の中で機関名だけご紹介させていただきますと、中部地方整備局富士砂防事務所様、関東地方整備局甲府河川国道事務所様、甲府地方气象台様、陸上自衛隊第1特科隊様、山梨県県土整備部道路管理課様、山梨県警察本部様、富士五湖広域行政

事務組合富士五湖消防本部様、それから、モデル市町村の、富士吉田市様、富士河口湖町様、西桂町様、山中湖村様となっております。どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、第2回検討会に引き続きまして、座長を秦委員にお願いしていますので、議事進行を秦座長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

**【座長】** 皆さんこんにちは。年度末のお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。本検討会も第3回ということで最後になりました。前回ハイブリッドの会議という形だったので、オブザーバーの方々におかれましては、中々意見を表明することが少し難しかったのではと思います。今日はモデル市町村の皆さんに取り組んでいただいた内容を出来るだけ一般化しまして、他地域に展開出来る様な形で最後報告書にまとめる必要がありますので、ぜひ忌憚のないご意見を賜りたいという風に思います。よろしくお願い致します。

それでは議事に入らせていただきます。議事1、前回の主なご意見について事務局からご説明お願い致します。

#### 4. 前回の主なご意見について説明

**【事務局】** それではお手元の資料1の方で、掻い摘んで前回の議事についてご紹介、ご確認をさせていただきたいと思っております。資料1の方をお開き下さい。こちらにページが付いてございませんが、6枚物の資料の方になってございます。1ページ目の方の確認事項です。前回の資料2の各市町村の要領の構成と内容というところでは、秦座長の方からまず、ハザードマップで被害が想定されていないというところに避難する。このような大規模な現象のときも、まずは市内や町内の避難所に避難させるのかとか、いきなり大規模なのかという話がありました。これに対して、吉本委員の方から、3行目にありますが、「段階的に逃げていくようにするしかない」という事で、まずは域内避難があって、その後に域外に避難するという事、次のステップとして記載しても良いのではないかという話がありました。また、その下のところで、「一旦は域内に避難するが、その次の展開として域外にどう逃げるかについても、を留意点として記載しておくのが良いのではないか」というような話がありました。

次のページを開きまして2ページ目になりますが、冒頭の2行のところで秦座長の方から、「固定化したシナリオで固定化した対応を決めてしまうと柔軟性に乏しくなってしまうのではないか」というお話もありましたので、柔軟に対応していく必要性もあるというようなことがございました。

続きましてこの2ページ目の一番下の(2)ひな形案の構成と内容というところにあります。一番下のところに事務局の方から一つ目の議事のところでいただきました、確認というプロセスが無いと問題ではないかというところで、確認が無いと実際に避難をする時に、情報把握ですとか、危険をさらしてしまうとか、そういったところもあるのではないかというお話がありました。

続いて、次のページ、3ページ目になりますが、こちらは発言者の二つ目、関委員の方からございました。事務局の方から時間の概念をどういう風に取り入れるのかというようなことに対して、関委員の方からは、3行目のコメントとして、「避難完了までにどれだけかかるのかそういったことを見積もっていく必要がある」というようなお話がありました。その後、吉本委員のご発言と合わせまして、秦座長の方から、「そうすると表現上、予定時期と書いていたところも予定では無くて、やはり見積もりをしておくことが大事なのではないか」というご発言をいただいたところでございます。その下の方で、吉本委員の方から更に、「避難誘導先と一緒に経路が大事になってくる」というようなことで、「特にこれは火山灰の方の話で、使える・使えないという道路がやはり変わってくるので、どちら方面には逃げられないとか、どこが使えるとか、避難所を必要な分だけ把握しておく、あるいは記載しておくということが重要なのではないか」というお話を聞いたところでございます。

次のページ、4ページになりますが、秦座長の方から一番上にごございます「住民からするとその避難が短期なのか長期なのか重要になってくる」というようなお話がございました。これは事務局の方で当初のひな形のところで、備蓄品の携行というのがどういう風にとらえているのかというお話の中から出てきたお話で、知りたいのはそういった備品の個々のものを持っていくとかそういったものではなくて、この避難の行動そのものが、短期なのか長期に及ぶ可能性があるかどうかについては、可能であればイメージさせられると良いのではないかというのがあったかと思えます。吉本委員の次のところですね、秦座長の方から「ある程度は長期化する前提で避難を呼びかけないといけないのではないか」という話がありました。「当初より広域避難というものがあればということはあるのですが、やはり最初のステップとして、近隣の域内避難というものはさせるといようなことがあると、やはりその中で戻れるのかなというイメージも持たれてしまう可能性があるのではないか」というお話でございました。

その下にあるエリアメールという表現については、一般名称の呼称の方に修正をさせていただいております。その後、休憩をはさみまして、協議事項ということで、資料4とございますが、既存計画からの具体化・明確化を要する主な事項というところで、吉本委員の方から、スバルラインの避難の話になりまして、「もしここに火口が出来てしまった場合に使えない場合もあり得る」というようなことで、風向きではなく、火口がどこに出来たかでそういったところで、使えないところもあり得るのでというところで、また降灰後の土砂災害との関係も重要というようなことで、「火口位置によらず、避難を少し広い視点で見た上で、降灰後の土砂の話、その辺りの留意や警戒が出てくるのではないか」というお話がございました。この発言の6、7行目の下くらいに書いてありますが、「火山だけに目が行きがちだが、他の災害にも留意する必要もある」といった話もあったところでございます。

次のページ、5ページ目になりますが、この中では前回資料の4の中で、市町村が単独で解決出来ないところというような視点でご議論をいただきましたが、秦座長の方から、「面的な影響の把握は市町村だけで出来ないと、最新の状況を県の現地本部で把握してもらっ

て市町村ときちんと共有してもらい必要がある」というようなお話。その 2 つ下に秦座長の続きになりますが、「影響を受ける道路は個々の市町村では把握しきれない」というようなところで、「県と市町村との間での情報共有については重要なのではないか」というお話ですとか、「個々の市町村では、道路が使えない可能性をシナリオとして考えておくことが重要である」ということで、広域避難ですとか、そういったところを見据えた情報共有の重要性についてもご指摘をいただいたところであります。

またその下の方で、噴火警戒レベルが上がった時の人数把握についてもご意見がございまして、登山者や観光客が今どれだけいるのかが分からないと意思決定が難しいというような話でありました。富士吉田市様の方で、避難実施要領の中の統計的な数字のところである程度の台数把握を数量として入れ込んでいるところではございましたが、現段階の仕組み上はリアルタイムで判断する事は困難なので、基本的には統計に頼らざるを得ないということがございます。

その下の方、登山者数の話について、関委員の方から、「6 合目でカウントしているが、登山口が多く、実態としては把握しきれない」というところで、これは富士山によらず、全国の火山でも登山者数の把握はかなり課題になっていて、中々解決出来ていないところではあるのですが、情報の把握と集約、共有の仕組みというのが、同様に課題として富士山地域や避難計画にあるのかなというところでございます。

その下、関委員の方から、来年度から富士山火山広域避難計画を検討していくという事がある中で、前提のところの中で見直しというか留意していかないといけないところがある中でですが、ご発言としては、噴火警戒レベルが夜の暗いうちに発表された時に、どう逃がすのか。これは、富士河口湖町様も避難実施要領の中に書いているところではあるのですが、やはり通常の公共交通機関が動いている時であれば、レベルが低い段階であればそのままお帰りいただく方を頑張れば良いという事でございますが、これは仮に夜になってしまって、通常的手段は無いけど、帰れと言っているというような話の中でこういったような形で誘導していくのか、宿泊施設を確保するとかそういったところも含めて考えていく必要があるというような視点なのかなと考えてございます。

最後のページでございます。他の地域の事例として、秦先生の方から箱根の事例ということで、事前にレベル上げの情報というのが入るという事で、「2019 年 5 月の時には 1 時間くらい前だったという事で、関係者に SNS、またはメール等で周知していくことがこの地域ではやはり必要なのではないか」というご発言がございました。その下です。吉本委員の方からございましたが、「車の保有台数、そういったところの関係で人が動いているという前提を考えていくと、難しいところではあります。車のキャパシティ、そういったところは避難人数ではないというようなことについても留意しておく必要がある」というようなお話でございました。その下で富士河口湖町様の方からは、「町民であればある程度の避難計画の中の枠組みでコントロール出来ますが、それが町の方では無い登山者の場合に、全てが中央公民館の方に来られてもやはり厳しい」と。「7 合目、8 合目にいらっしゃる方であれ

ば、例えば静岡側の方に降りる、帰るという視点では早いかもしれない。そういったことがある。また中央公民館に収容しきれないといった場合については、町内周辺の宿泊施設に協力をしていただく仕組み自体は作っていますが、町そのもので全て賄えるというような話にはならないというような可能性がやはり高いという事で、単独の市町村だけではなく、周辺の自治体で協力するようなことですか、そういったことについて問題提供させていただきたいというようなお話で、今後協議会の中で方向性を整理しておくべきではないか」というご発言があったところでございます。最後になります、関委員の方から、「北麓の大規模な事業所がある地域にあたりるので、忍野村等そういったところには300人くらいの従業員の事業所があたりする」といったところについてコメントがございましたが、秦座長の方から、現状の避難計画のひな形の中にも大規模な事業所の避難の視点というところで、現行の要領の中、第2回の検討段階の中では、そういったところの視点についてはたしかに入っていないかもしれない、というようなお話があったところでございます。

資料の1の方について前回の資料の振り返りについては、以上になります。

**【座長】** ご説明ありがとうございました。今の事務局の説明について、ご意見等いかがでしょう。

よろしいでしょうか。時間も限られておりますので次の議題に進めさせていただきたいと思っております。次の議題、事務局の方からお願い致します。

## 5. 議事

### 確認事項（1）各市町村の避難実施要領の構成と内容

**【事務局】** 確認事項の中で3番（1）各市町村の避難実施要領の構成と内容ということで、資料の2を事務局の方からご説明をさせていただきます。こちらの方の資料につきましては、第2回の検討会の中でも出させていただいたものを踏まえて、直せるものを基本的に直していこうということで、各市町村様の方にも内容の確認をさせていただいたところでございます。これをもって最終案と考えてございますが、他にもしお気づきの点等ございましたらいただければと考えてございます。順番に申し上げます。

まず一つ目が富士河口湖町様です。振り返りになってしまいますが、噴火警戒レベル2相当で一般住民が通常の生活をしているということで、登山者の下山と観光客の帰宅を呼びかけるというようなところを主案に作ったものでございます。2ページ目、3ページ目のところで、避難実施要領の案の方を記載してございます。基本的には避難実施要領の中の全体的な見せ方のところについては、前回は平面的にだらっと書いていたところにつきまして、もし箇条書きで直せるところはシンプルにしたりだとか、事務局の方で少し分かりやすく内容を補ったりとか、そういったことをしてございます。補ったところと言いますと、2ページ目の冒頭の概要というところで、何をするのかというようなお話を書いているのですが、一番最後の一行のところですが、「富士山五合目にて登山客へ下山を呼びかける。五合目からの下山が確認でき次第、町観光課へ電話連絡する。」ということで、確認作業という

ところでワンクッション入れていくことが有効かなということで整理をしております。

続きまして、4ページの富士吉田市様です。こちらにつきましては、4ページの箱書きの中にありますが、噴火警戒レベル3の中で避難行動要支援者を第2次避難対象エリア外に避難誘導をさせていくという要領を作っております。こちらについては、5ページ目、6ページ目に実際の避難実施要領の方を入れてございます。この中でいくつかご紹介させていただきますと、5ページの3の②、避難対象地域・避難対象者というところで、下山のところに書いてございますが、前回吉本先生の方から、一般住民と避難行動要支援者の記述については、基本的に一ランク、避難行動要支援者の方が動き出しが早いので、通常の内数として避難行動要支援者を示すよりも、先出しの方が良いのではというお話もありましたので、並びをそのようにしてみたら分かりやすいので、そのように整理させていただいております。また、下の②と③の関係につきましても、それぞれの避難の対象者の並びと②の並びと③の並びを揃えることによって、それぞれの対象地域、対象者で対象者数がどういったものなのか、そういったところの対応が前回より明確に整理出来ているのかなという風に考えてございます。

続きまして、7ページ、山中湖村様でございます。こちらにつきましては、箱書きの中にもありますが、噴火警戒レベル5、噴火前の段階で、第2次第3次避難対象エリアの避難誘導というようなことがあります。「交流プラザきらら」の方に逃げていただいて、そこから別の避難所に振り分けていくということで。こちらの方につきましては、資料の8ページと9ページのところに記載してございます。噴火前の状況であるのですが、8ページのところで3番①の2つ目の「・」で、「噴火後の降灰により通行支障を受ける避難経路を常に留意して対応にあたる」という一文を入れさせていただいております。これはまだ噴火前の状況ではありますが、降灰に対する警戒をするという前提で動いているところがありますので、先々のところについても少し前出しで入れていく方が良いだろうという風なことで、事務局とモデル市町村で相談してこのような一文をここに入れさせていただいております。また、その下の3の②、避難行動要支援者と一般住民の規律を前回と逆にしてございます。避難行動要支援者の方については、第2次、第3次避難対象エリアからの避難ということでございまして、この段階では一般住民の避難行動要支援者以外の方は、第2次対象エリアに関しては避難なのですが、第3次対象エリアについては避難準備ということになってございます。その下の③の方をご覧くださいと、避難行動要支援者は第2次避難対象エリアには55名、第3次避難対象エリアには51名という風になってございまして、一般住民というのは避難行動要支援者を含んだ人数で536人、第3次避難対象エリアに728人ということで、避難行動要支援者はこの実数という風になってございます。前回会議の中で、どのくらい車両が動くのか、可能であれば把握しておいたらどうかというようなことがございまして、実際に車両の台数をカウントすること自体は、予測する事自体は難しい事ではあるのですが、仮値として、1700人くらいが車で、きららに行くということで、溢れかえったりしないのかどうなのかについて、概数だけでも把握しておこうということで、参考

のところに記載させてございますが、村の世帯当たり人口が一世帯当たり 2.5 人という情報と村の世帯当たりの車の所有台数が 1.61 台というような情報を踏まえて、避難に使われる車両の推定台数の最大値といたしますか、それを算出してみると、394 台が動く可能性があるというようなことで、400 台くらいの車両が 1700 人くらいの駐車所のところに行く可能性があるということ、もちろん途中の経路の話もあるかと思いますが、こういった車両が動くことに関して、ざっくりですがその中で大きな問題は起きにくいのではないかなという掘みの状況を参考として入れているというところでございます。このように前回の会議の中で得た内容についても少し表現上入れさせていただけるところについては入れさせていただいているところでございます。

次に 10 ページをご覧ください。西桂町様になります。西桂町様につきましては、噴火警戒レベル 5 の中でも、噴火後のところで、最早での影響が予想される融雪型火山泥流が 3 時間くらいで到着する可能性がある、それに警戒して桂川周辺から避難していただく形と、そこから少し遅れて出てくるであろうという降灰の土石流にも警戒して、町内の避難行動要支援者への声掛けを行うというようなことを入れ込んだ避難実施要領でございます。11 ページと 12 ページが作成した避難実施要領になるのですが、この中で一つポイントとしてあげられるのが、12 ページの 3 の⑦、前回この避難完了日時という言葉については、予定の時間と実際に完了する時間の表現にご指摘がございました。融雪型火山泥流が 3 時間以内に到着するという情報を所要時間にしていたのですが、実際の避難にどれだけかかるのかにつきましても、だいたいの見込みについては入れておくべきでは無いかというような話をしまして、西桂町様ともご相談をさせていただいて、カッコ書きで書いていますが、避難完了までの所要時間の目安というところで、対象者への周知がだいたい一時間くらいですとか、避難の準備で一時間とか、移動で一時間、色々最大値を見込んでも、3 時間くらいであれば、地域の中からの避難というのが出来るのではないかという風なところで参考値として入れさせていただいてございます。

このように各市町村の中で、個別検討の課題の中でご指摘いただいた内容について極力内容の方を反映させていただいて、今回の資料として準備をさせていただいたところでございます。事務局の説明は以上になります。

**【座 長】** ご説明ありがとうございました。今のご説明についてご意見等いかがでしょうか。どなたでも結構です。

座長の方から確認をさせていただきたいのですが、例えば、7 ページの山中湖村を例えで見ると、最初にきららの一時（いつとき）避難所に集まると、その後、域外のところに行って、一時（いちじ）集結地に行って、広域避難先になっているのですが、今県で作成している富士山火山広域避難計画の文言を少し見ていたのですが、一時（いちじ）集結地という言葉はあったのですが、一時（いつとき）避難地とか広域避難先という言葉は計画上無かったですね。山中湖村のこの中では出来るだけ既存の計画で遣われている文言を使わないと、結局この言葉はなんなんだということになりかねないので、ここは他の計画、既存の

ものと整合を取ってほしいというのが1点。全国にひな形を示すという意味においては、必ずしも本県の富士山火山広域避難計画の文言にとられることは必ずしもないので、出来るだけ一般的な名称を使った方が良いのかなと思うのです。ですから、一時(いつき)の避難地という意味での一時(いちじ)避難地は分かりやすいといえば、分かりやすいのですが、現状の富士山火山広域避難計画だとその文言は多分無いですよ、そこは確認してもらって、最新のものには反映してもらわないと。

【事務局】 分かりました。

【座長】 他いかがでしょう。

よろしいでしょうか。今日はまだ協議したいことがあるということで、後でまた時間があると思いますから、お気づきの点があればその時におっしゃっていただきたいと思います。それでは次の議事に進めさせていただきます。3-2になります。事務局の方からお願いいたします。

## (2) 避難実施要領のひな形の構成と内容

【事務局】 それでは資料3、避難実施要領のひな形の構成と内容というところでございます。これはモデル市町村の方での試行段階のところの説明をした構成が右側になるのですが、課題を抽出して反映をさせた、第2回の段階でそれを反映させたものが左側にある一覧表の中の赤書きのところでございます。その後第2回の検討会を踏まえて変更、更に紫色の文字のところの話を更新してリバイスかけたものが今回を資料ということになります。最終的にどういったことが変わったのかについて、簡単にまとめますと、上の一行に書いているのですが、取組等を踏まえて構成を見直して、項目の精査をしたということと、また、記入の手間を減らせるように選択式にしているというところで極力記載の中での煩わしさとか、似たような記述、あるいは判断する上での近い言葉については出来るだけ寄せていくというような方針で修正をいたしました。紫文字のところの前回第2回からの変更点についてご紹介させていただきますと、資料の説明の中にもありましたが、1番の概要の中で依頼先の機関、確認という作業のところについて、どうしても言葉の中に確認という言葉を入れると埋もれてしまいそうな気がしましたので、内のところに依頼先機関への対応、報告先の部署・所管はどこなんだというそういったところについて、記載を追加いたしました。

3番②のところ、避難対象地域、避難対象者というところでは、避難行動要支援者と一般住民の記述について、避難行動要支援者、より早く逃げる方の方を先出しすることによって、資料表現のとおりとなっております。

3の⑦のところは、避難完了日時(予定)というようところで、時間について極力入れられるものは入れていこうという内容で、完了日時の記述の表現を見直したところがございます。これを実際に反映させた物が次の2ページ目から3ページ目というところになります。上のところからご紹介させていただきますと、概要という風書いているところに、



下の3行目分ですね、本要領に基づく活動の開始時、完了時には必ず、協力機関より所管課への実施報告を行うという事で、開始時と完了時にはどこどこにと文例として入れさせていただくという、極力危険な作業を依頼する可能性があるところにつきましては、事前確認のところは入れておくべきであろうということで入れさせていただきました。

2番の火山現象の状況というところでは、⑥⑦のところ、風の状況ですとか、降灰の影響による風下側の視程の低下、積灰、影響域内での土石流の発生ということで、必ずしもマークするのは、火口だけでは無いというように整理をさせていただきます。

続いて3番の避難の対象者・誘導方針については、元々1番の概要と似たようなところがありましたので、文章の見直しを行って、避難誘導の方針降灰により、避難経路になるようなところの、この方針の中では①の避難誘導の方針の冒頭の降灰により通行支障を受ける避難経路に留意のところ、国道何号線といった避難経路になるようなところについての記述について追加をさせていただきます。

その他、方針の中では必ずしも一般住民、登山者・観光客だけではなくて、事業所も入ってくる可能性があるということで、そういったような記述について追加をさせていただきます。

3の③は、先程もご説明させていただきましたが、避難行動要支援者の記述を先に出して、一般住民をその次に書くという記述に変えてございます。また、④は、③と④との繋がりをセットで分かりやすくすべきと吉本先生からありましたので、避難行動要支援者はどう逃げるんだと一般住民はどう逃げるんだと、③と④の記述の中でパッと見て分かるような記載に変えてございます。

続いて、3ページの⑦避難完了日時（予定）というところについては、これは西桂町様の検討の中にも少し入れさせていただいていますが、避難所（域内）への避難を完了と書いたその下、真ん中の行、避難完了までの所要時間の目標を入れることによって、目標時間、何時間以内に避難する見積もりがあるのかについても、極力入れられるものは入れていきましょうということで、記述を追加させていただきます。その他、その下の方はかなり細かい修正になるのですが、例えば5番の避難対象者の行動というところで、避難対象者の求める対応というところでは、前回の記述よりも少し推奨するとか抑制する、原則として禁止するというような記述の中で表現方法を見直したとか、前回防災備蓄品の記述がいきなり冒頭にきていたのですが、これはこの中でそれほど重要というよりは、どちらかというところ、その他のところに色々溶かしてしまして、防災備蓄品以外にも日用品の携行とかそういったようなことについて記述として追加させていただきます。

5番の④残留者・行方不明への対応協力。これは残留者・行方不明への扱いというか、定義があると思うのですが、この中では臨時的に避難行動要支援者のところを入れさせていただいて、避難行動要支援者確認にあたることを、●●（まるまる）課へ連絡するというような記述の方を入れさせていただいております。

6番の情報伝達のところについては、基本的にはツールの表現の見直しで、エリアメールと書いていたものを、緊急速報メールに直させていただいて、その他全体の方で微調整させ

ていただきました。この避難実施要領の中でこういった改善を加えて、降灰の資料として提示させていただいてございます。以上です。

【座長】 ご説明ありがとうございます。資料3についてご意見いただけますでしょうか。前回の議論で相当反映いただいていると思うのですが、お気づきの点があれば。

【金子委員（代理）】 山梨県です。資料3の3ページ、こちらの方は例えば①の避難行動要支援者への対応で、自家用車等の利用は定型として入っているような認識でしょうか。

【事務局】 独自に記載する分には構わないのかなと思ってまして、基本的な考え方としては。その中で空っぽだと何も書けないのかなというようなことで、入れ込む内容として使いやすい言葉を極力選んで、こういった言葉を入れさせていただいている認識でございます。なので、必ずこれを使ってほしいというようなものではないのですが、書いていけば迷わないかなという事で考えて書いてございます。

【金子委員（代理）】 例えば富士吉田市の観光客登山者の対象者であったり、避難要支援者、地域であったり、そういった場合の対応であったり、あらゆる避難対象者を網羅しようとする、場合分けが必要になってくると思います。例えばP2の3②にありますように、避難対象者が様々になっています。避難対象者が誰なのかによって、それに対応するように作る必要があるのだと思います。

【座長】 ありがとうございます。かなり重要なご指摘だと思います。実際に今回作っていただいている要領の中では、登山者、観光客、居住者も避難要支援者、一般住民分けているので、この5番の避難対象者自体がもういくつか分かれている方が分かりやすいんじゃないかと、こういうご指摘だと思います。

【事務局】 そういった意味でいくと、噴火警戒レベルの比較的定時の段階で観光客とか登山者の方に帰っていただいでいて、その次に避難要支援者の順番がきて、いざ一般住民がというそこが形の中で固定化されすぎているのかなというのがありましたので、確かに、この避難対象者に求める対応の対象者って、今書いている文例自体は一般住民チックに書いているところがあったのかなと思ったので、ここは表現と言いますか、対象者というのは今回登場人物でせつかく分けているので、例えばこれだけ書くなら、何とかの場合と書くべきでしょうし、観光客とか登山者とかいう風に項目ごとに分けても良いかもしれませんし、そこは事務局の方で表現を見直したいと思います。

【座長】 ありがとうございます。他いかがでしょう。

私からよろしいですか。6番の気象のところは、吉本委員からもご指摘があったところで、特に火山灰は風下に流れるので、風向、風速が大事だということがあったかと思います。もう一つ降雨が大事ですね。雨が大事。7番のところにももう既に書いてはいただいているのですが、風下の視程の低下と積灰と書いてあるのですが、結局これは何に繋がるかという、道路の通行支障になるわけですね。3の①のところにも通行支障とは書いてあるのですが、影響で明確に道路が使えなくなる可能性がある、それを明確に書いた方が良いのかなと。2番⑧のところですね。

もう一つは、降灰影響域内での土石流の発生と書いてありますが、これは結局、雨がトリガーなので、降雨によりとか降雨でというのが最初につかないと。雨が降らなければ当たり前ですが土石流関係ないので。あと、雨が降ると停電のおそれも少しあるのですよね。ですから、予測される影響はもちろん他にもいっぱいあるのですが、少なくとも道路が使えなくなる可能性と停電の可能性がかなり重要なので、それが6番の気象とすごく連動しているんだというのは、専門家は分かるのだけど、普通の人には全然分からないと思うので、出来ればこの要領の中に提示しておいていただいた方が分かりやすいかなと思います。

【事務局】 はい。

【座長】 前半の方は、風下側に視程の低下とか、道路の通行支障のことだったと思うのですね。後半、カンマ以降のところですが、降雨で停電や土石流の発生という風にしてもらえれば、意味が分かるのではと思います。

【金子委員（代理）】 逆に言うと、チェックボックスで選べるようになってもいいんじゃないですかね。交通障害、電車、それから停電、土石流。

【座長】 鉄道も風下だと使えないですね。

【吉本委員】 上下水道への影響。

【座長】 水源がやられるとだめになっちゃうのですね。

【金子委員（代理）】 そういったものはある程度、内閣府の降灰のワーキングの方で出されているもの、項目出ているものは書いておいて、チェックしてその他必要に応じていれるものがあればと思います。

【事務局】 分かりました。⑥⑦あたりを降灰ワーキングの中で指摘されているようなものを参考にして、なるべくチェックボックスの中でデフォルト化していくようなイメージで。

【金子委員（代理）】 そうですね。中々パッと出てこないですが、選択する形式にされていてこれも当てはまるのかなというのは、考えやすくなるのであれば防災担当者のためになると思います。

【事務局】 分かりました。ありがとうございます。

【座長】 そうですね。かなり先手を打って対応していただかないといけないので、影響が出てからだ遅いケースもあり得るので、そういう意味ではチェックボックスというか、明示されている方が分かりやすいですね。内閣府の報告書もかなり細かく議論されているので、もちろん細かく見れば見るほど閾値が変わってくるのでキリが無いのですが、起き得ることがイメージ出来ないと、中々対応に繋がりませんので、細かい閾値は別の資料を見れば良いので、ここではそういう多岐に影響が出るんだということが、降灰とかによってトリガーによって、こういう影響が出るんだというのは、担当者が分かるようになっていることが大事かなと。

【事務局】 確かにこの段階でそれは気が付かなかったという状況が起きてしまうよりは、2のところ具体的に書いていることによって、仮にチェックを付けなかったとしても、

こういうことが起きる、という最初の刷り込みのようなものが出来るだけでも防災対応上は重要なことかもしれない。

【座長】 よろしいでしょうか。またこちらについてはお気づきの点があれば最後にまとめてお時間作りたいと思いますので、その時にご発言いただければと思います。

それでは、次の議事次第、4番協議事項ですかね。事務局からお願いいたします。

【事務局】 資料の4です。火山避難のさらなる実効性確保に向けた主な項目ごとの取組事例を事務局の方から説明をさせていただきます。こちらの方の資料につきましては、資料の2ページ目以降に記載をしていますのが、避難実施要領の作成の取組の中で整理をした経過とその経過の過程でどのようなことが明確に出来たのかというようなことと、今後具体化明確化する事項は何なのかという課題の大きな方針みたいなもの、それを実際に解決するために、④に書いていますが、具体化・明確化に必要な取組みや手段ということで整理をしてございます。この中で関係機関との協議による協議事項の話もあれば、必要な訓練というものがどういうものかメニューとして考えられる、そういった視点として書いてございます。視点としては個々の市町村の中だけでは、中々厳しいよねというところで、今度、火山防災協議会の議題にとか、訓練をやってみたらどうかというようなことの提案になります。前回もこういった視点で整理をさせていただいておりましたが、前回の資料で2ページ目以降の③④の記述のところがかなり空白の状態だったものを、この会議の中で先生方からご意見をいただいたものになりまして、それを反映しつつ、それを事務局で色々と文言の精査というかそういったものも行いつつ、今日ご欠席の先生方にも事前にお話を伺った中で、こちらの方の資料として、持ってきているものでございます。ただあくまでも事務局の方で検討した内容ということでございまして。今日少し具体的な話の追加事項ですとか、あるいは視点の見直しとか、そういったものがありましたら、ご意見の方をいただいてそれを反映していきたいと考えているところでございます。

まず最初に2ページ目以降の話、具体的な話について簡単にご紹介させていただきますと、まず2ページ目の話ですと、事例の1の山中湖村様の検討の中で、避難経路を検討していく過程の中で、火山現象による状況の変化に応じて、どの避難路を活用するか、実際に降灰の時を考えると、②の中で、国道138号線、413号線、729号線そういったようなところをやはりきちんと意識して防災行動を取るべきだよねというようなお話がまとめられたところでございますが、今後これを具体化明確化していくということで、③のところで書いてございますが、避難経路の選択に必要な防災情報として、風向きですとか、降灰量の把握方法、これは村単独で中々できるものではないと。あとは、避難の経路選択の中の判断基準。こういったところについては中々限界がある。こういったようなことを踏まえていくと、④取組や手段というところでは、関係機関の協議として、そういった情報を把握する仕組みづくり、そういったところを協議事項として、今後検討していったらどうかというような話です。また、訓練経路選択の判断基準づくり、あと、訓練と書いてございますが、これは模擬訓練として、例えば防災情報の収集、避難経路の選択にかかる模擬訓練というところで、何

かシナリオのようなもの、様式みたいなものを使って、避難経路を実際に絞り込んでいく、選定していくことに特化した訓練とか、そういったものやってみてはどうかというようなイメージです。

続きまして3ページ目。これは富士河口湖町様で検討した内容、これは登山者・観光客の帰宅支援が①ということで書いていますがこれは取組課題として帰宅支援をどのようにスムーズに行うのかということで、今回レベル2相当で引き上げをするということで、今回レベル2の引き上げの際に一時集結地として中央公民館を開設すると、だいたい400人程度の収容を可能ということで、所管が生涯学習課の職員により対応することを想定するという事で、これが更に不足する場合には、町民体育館の開設をしていくとかそういった対策を考えている。ホテルについては、休憩者の希望者を案内するという事で、観光連盟様を通じて利用可能なホテル旅館を把握していくと。あるいは、町として協定を締結しているホテル等は準備が出来次第開設をしていくと。あるいは、対象者として登山者を想定していると。色々そういったようなことを検討したところでございました。その中で、中央公民館にどうやって誘導していくんだということを考えていくと、やはり前回の問題提起にもありましたように、この400人ということで、全部賄えるはずも無いというところもございまして、③で登山者・観光客の位置・人数の把握方法ですとか、下山者の安否確認方法ということで、例えば下山した方がある段階で、何人くらいその町に居てだとか、そういった情報を把握したりとか、何か誘導出来るような仕組み、仕掛けは出来ないのかというようなところを③のところでは定義した上で、④の取組手段のところでは、登山者・観光客の位置・人数を把握する仕組みづくりをどういう風に作っていくのかという話ですとか、指定した避難誘導先の開設運営訓練というところが出てくるのかなという風に入れさせていただいたところでございます。これは例えば、他の火山避難計画の中では、下山した情報、立ち寄り拠点みたいなものを作って、そこである程度名前とか人数とかを把握して、登山口ごとに火山防災協議会の中で情報を共有していくような仕組みを作っているようなところもあったりしましたので、アイデアとしてあるのではないかというような話ですとか、あるいは、訓練と書いている開設運営訓練というところでポイントになってくるのは、施設の中で本当に宿泊するような訓練をするのか、あるいはそこで捌ききれないくらいの人数が来てしまった時に他の場所にご案内するようなどころを含めた訓練そういったところもあるのではないかというような思いで書かせていただきました。

続きまして、4ページです。これも富士河口湖町様のところで帰宅支援の手段について、これは②の赤字で書いてあるところを見ていただきますと、自家用車利用者の帰宅手段ですとか、あるいは町が手配したバスを使っての公共交通機関等利用者の帰宅手段といったところで、車両の確保の必要性とかもする際に実際に必要な方はどれくらい居るのかを、いかに把握するのかなというところが一つポイントとしてあるのかなと。富士河口湖町様の実施検討の段階では、5合目までに下山してきた登山者から随時スバルライン経由で各自帰宅をしていただくとか、帰宅するよう5合目の事業者を通じて呼びかけるとか、

あるいは、バスによるピストン輸送を想定するとか、けが人が出たというような連絡を受けた際に消防本部の方と連携して対応をすると。観光客に対しては、入山規制になったことを伝えて出来るだけ早く帰宅するように呼びかけていく。③で今後、具体化・明確化を要する事項としては、例えば、それぞれの手段で帰宅をしていただくにあたって、最寄りの駅とかに直接帰っていただく方もいれば、公共交通機関を使って帰っていただくこともあると思いますので、最寄り駅までの輸送手段の方法をどうするのかというのがあるのかなというようなことをごさいます、これは必ずしも、登山時と下山時で同一とは限らないので、麓側の方でもオペレーションが重要になってくるのではないかと思います。④で取組や手段を書いています、関係機関との協議というところでは、そもそも輸送手段の確保をどうするのかということですか、下山者の帰宅を支援する仕組みづくりというところが協議事項のところでは挙がってくるのではないかと思います。訓練の内容では、下山者用車両の確保・輸送訓練のところ、これも所要の時間を計測し、原単位の確認という風に書いてございますが、羽藤先生と事前に話をさせていただいておまして、机上の検討の中で出てくるのが数量とか時間とか、そういったところを実際にカウントしてみないと分からないというようなところがあるので、やはり一度計ってみるのが良いのではないかと思います。お話がありましたので、こういった記述の方を事務局として提示させていただいたということをごさいます。

続きまして5ページ。事例の4、富士吉田市様のです。これは避難行動要支援者の避難支援ということで、どの施設に輸送するのかというところに対しての内容でございます。②の中で、具体化明確化できた事項ということで、避難誘導の基本的な方針というようなことを書いてございますが、基本的にはまだ、個別計画とかそういったものを作成している手前の方の段階ですので、避難行動要支援者名簿をもとにして地区の要支援者宅を訪問して、自主避難を促すように依頼をしていく。あるいは指定緊急避難場所、地区会館になってございますが、そういったところに集合していただいたり、もしくは、自家用車などでエリア外の指定避難所に避難をしていただくようなことを考えてございます。また、一時集合場所ですが、第2次避難対象エリアの最寄りの地区会館、そういったところに集合していただく。実際にそこから指定避難所ということで、第2次避難対象エリア外にある小学校施設とかに避難をしていただくというようなオペレーションの方を検討してございます。こういったところの避難支援をしていく中で、今後具体化明確化を要する内容としては、更なる避難誘導先の確保方法ということで、域内の民間施設及び近隣市町村の公共施設等の確保方法ということで、中々すぐ出てくるものではないのかもしれませんが、避難行動要支援者の避難の中では、避難先の生活環境の確保と、その避難要支援者をいかに避難していただくかという手段の問題が付きまとうといたしますか、そこからは逃げられないのかなと考えてございまして、そういったところを協議していく必要があるのではないかと思います。関係機関との協議の中では、④、実際にはどうするのかという話でいくと、民間事業者や隣接市町村との協議の場づくりですか、訓練では、名簿及び個別計画に基づく避難訓練というようなことを

記載させていただいてございます。ここについては、火山から始めるのか、風水害の今まだ出来ていないところを着手してから火山の方を展開していくのかというのは、やはり各市町村のご意向等もあるかと思っておりますので、そういったところでは、どこからやっていけば良いのかについては、追記課題が出てくるのかなと考えております。

続けて6ページ。住民の避難手段といったところで、山中湖村様ですね。先程少し秦座長の方からもご意見がございましたように、まずはきさらの方に集合してそこから平野地区の避難所に振り分けていくというようなお話のところが今オペレータ上あって、もし降灰とか更なる影響が出る場合には、甲州市も含めた広域避難の検討をしていくという流れでございますが、まず今回の検討の中で、②の具体化・明確化できた事項につきましては、①②赤書きで書いていますが、自家用車保有者の避難手段。自家用車や自転車、徒歩等がございまして、もう一つは②で、非保有者ですね。自転車、徒歩、あるいは町が手配した車両を使っていくというようなことがございました。実際に③で今後具体化・明確化を要する事項としては、渋滞を回避するための地区ごとの避難の手順という事でしたら、輸送手段の確保方法といったことがございました。これは実際、下の方に書いてございました④で、具体化・明確化に必要な取組みや手段という事で、①に関しては、関係機関との協議として、避難対象地区ごとの避難の開始時期避難経路の特定。上流側地域の早期避難ということで書かせていただきました。これは今回事例としては山中湖村様の方で書かせていただいたのですが、一気に避難をするような話なのか、少しブロックを分けて順番で避難させた方が混乱なく出来るのでは、というのがアイデアとしてあったと。もう一つは、西桂町様ですね。この中では噴火前の避難というのは無いのですが、広域的避難の考え方で考えるならば富士吉田市様の方で避難をする段階になってしまうと、西桂町様のところでつかえてしまうというような話もあるので、より上流の市町村さんの中で早急に避難行動すべき地域もあるのではないかというお話の中から入れさせていただいてございます。④の②輸送手段の確保とか、住民用車両の確保・輸送訓練、そういったことを実践していったらどうかというところでは。

最後になります。富士河口湖町様で、登山者・観光客への情報伝達ということで、観光客に対してどのようにして情報伝達を行っていけば良いのかというようなこととございます。今回②で、具体化・明確化できた事項としては、情報伝達ルート。これは明らかに出来た事項としては、情報伝達方法ですとか、発表する情報の内容、そういったところは明らかにできてございます。③で今後具体化・明確化を要する事項というところでは、警戒すべき現象や避難先・手段を分かりやすく表現した伝達の文例、そういったことを検討していったらどうかということで、④では、関係機関との協議のところでは、官民合同の協議の場づくりということで、火山防災協議会のメンバーだけだと、例えば観光客に対して、情報が届くのかというような話がやはり出てくると思っておりますので、事業者様も入った形での協議の場づくりも考えていったらどうかという風な話と、訓練としては、観光事業者との連携による情報伝達訓練といったところも今後の課題としてはあるのではないかと思います。

こちらの資料の内容、エッセンスを集約させたものが1枚目というところになりまして、これを今、主な項目と書いている内容の大きな分類ですね、避難の対象者・誘導方針というところに関わる話が、事例の1から事例の4になりまして、避難対象者の行動が事例の5。最後富士河口湖町様の情報伝達というのが事例の6という風になります。実際書いている内容のところにつきましては、要領作成により、具体化・明確化できた事項という記述が2ページ目以降の②というところになります。今後、具体化・明確化を要する事項が③、具体化・明確化に必要な取組みや手段が④ということで、2ページ以降の資料を掻い摘んで1ページに記載してございます。もしよろしければ、今この主な項目のところにも3つ分類がございまして、このそれぞれについてご意見の方を分けて、ご議論出来たらと考えてございます。事務局の方の説明については以上となります。

【座長】 ご説明ありがとうございました。資料4を一通りご説明いただいて、質疑は1枚目の一番左側の3つの項目それぞれで行いたいということですか。

【事務局】 はい。

【座長】 それでは最初の項目は、避難の対象者・誘導方針ということですが、その前に確認したいのが、この3つの項目はそれぞれの各事例を見て、この3つがどういうプロセスで出てきたのか、いまいち分からなかったのですが、そこをご説明いただけますか。

【事務局】 前段で出している資料の関係のところでご説明をさせていただきますと、現行大きく3つに区切っているものですが、例えば避難の対象誘導方針というのは、資料の3で提示させていただいております、ひな形と言いますか、大項目の3番の言葉と合致してございます。避難対象者の行動というのがひな形という大項目の5番。情報伝達というのが⑥、というような関係になってございます。個別の避難実施要領の取組の中では、参考というようにところの鍵括弧の中で書いてございますが、事例の1というのは、山中湖村様の中の具体的な記述の要領の3番の①というところを検討している過程の中ででてきたテキストを資料4の2ページ目でいくと、②具体化明確化できた事項というところを書いてある、風向きの情報とかを書いています、2つの関係にあります。

【座長】 なるほど。つまり、ひな形の3番、5番、6番がまずは、対応しているということですね。

【事務局】 はい。

【座長】 なるほど。資料4の一番右側の参考のところにも具体的な議論で提示された課題が記載されているということですね。分かりました。

【事務局】 資料4の中に書いている記述は、ひな形の文言とは完全合致はしていませんが、最初に事務局と市町村さんの間でざっくばらんに話をさせていただく中で、いわゆるコンパクトに簡潔な言葉で書いたのが要領の方で作文になっているのですが、やり取りをした経過の状況が資料4の2ページ目以降使われている言葉という風になります。

【座長】 はい。分かりました。それでは協議事項としては、まず最初に3つのテーマの最初、避難の対象者・誘導方針について協議をしたいと思います。どなたからでも結構で



す。

【事務局】 すみません。事務局から。最初の事例が1番から4番幅広くなっておりまして、それに対して、避難対象者の行動や情報伝達の事例がそれぞれ一つのみになってしまっていて、下2つの方から等順番については先生の方にお任せで。

【座長】 分かりました。では、簡単な方からいきますか。情報伝達の方からやりますか。登山者・観光客への情報伝達のところが特に課題として提示されておりますが、この点についてまずは協議したいと思います。どなたからでも結構です。

【事務局】 事務局の方からご相談させていただきたいことがございまして、現行の地域防災計画の記述の中でも基本的には住民の方々をどういう風に避難をさせるのかというようなお話だったりするのですが、中々、富士河口湖町様のところでは、噴火警戒レベルが2となってくると、基本的には市民については通常生活を継続しているフェーズになりますので、中々防災計画の中ではこう対応しますというのは、一般的には薄いところなのかなと考えるところがございます。なので、現状の計画に書いていないのが問題という意味ではなくて、こういったフェーズの中でも登山者・観光客を避難対象者として考える上では、どのような動きをしていけば良いのかというのは、防災計画では中々カバーするのが、今後の課題としてはあるのかなって思っています、そういった意味で、ご意見いただければと思っております。

【座長】 ありがとうございます。特に登山者・観光客を明示的に取扱いがなされていない。特に警戒レベルが低い段階ですね。そのあたりについていかがでしょう。

【吉本委員】 これはもう大元の富士山火山広域避難計画というか、協議会の避難計画の中で、まだ何も議論されていない、情報伝達するとしか書いていないので、具体的な方法はほぼ今のところ富士山噴火の中では無い状態で、事業者に連絡するというとしか書いていない。今後、協議会自体をそれぞれの市町村さんの持つルートを上手く使っていくってことしか、今のところ無いんじゃないかって思う。おそらくこれに関しては、今回富士山のハザードマップの改定が行われて、第一時避難対象エリアというもの、それから第2時避難対象エリア、第3次という、この避難に関わってくるところの範囲が大幅に変わってきますので、その中で多分議論されていくところじゃないかなという風になっていきますので、なので、ここで解決する方法が今のところ無い状態で、今の火山防災対策協議会の中では、今年度末にハザードマップが改定されて、それに従って防災計画というか、広域避難計画の改定というのが行われると。その中で自ずと議論される、しなければならぬ。これは消防庁さんに質問しようかと思ったのですが、基本は例えば観光施設を持っている富士吉田市とかそういったところは情報網を整理しなければいけないと思うのですが、あまりにも、山が大きすぎて、一つの市町村でなんとか出来るような状態ではない。広域避難ですとか、こういった先程の登山者の把握も含めて、これは消防庁さんの案件なのか、総務省の案件なのか分からないですが、そもそも観光客・登山者というものの把握とか情報発信について、国としてはどこが所管してくれるとか、どっかあるのですか。

【消防庁】 観光の何かというと観光庁ですね。

【吉本委員】 何か所管して相談に乗ってくれる機関はどちらになるのでしょうか。

【消防庁】 明確なところは分からないのですが、おそらく観光庁だと思っています。それぞれ総務省の中心圏も、山腹の電波の無いところは無くそうとか細かな政策はやっているのですが、登山者の安全はというと特段やってはいなくて、正直観光庁もどこまでやっているかというのは不明確ではあります。

【吉本委員】 それになると自治体任せになるのでしょうか。

【座長】 災害時の観光客向けに災害情報を発信するのはガイドラインとか作っているのは観光庁ですね。国土交通省観光庁。訪日外国人向けのものも同じく国土交通省観光庁が所管していてやっています。ただ、あくまでガイドラインとかマニュアルは作るけど、実質的に活動しなくてはいけないのは、個々の市町村なので、結局自治体がやらなきゃいけないということですね。中々進んでいない。あと、基本的には噴火速報も噴火しないと出ないので、この段階だと、緊急速報メールを打たないと瞬時に多数に伝えるというのが有効なのですが、それもやっぱりやるのは市町村。

【吉本委員】 私たちここで研究して何かをしている時に思うのは、他の災害だとどこかで、風水害だと色々な企業が開発したものを導入していけば、なんとかなるシステムがあるのですけれど、火山の場合は導入すれば良いというシステムは皆無で、それはどうやって開発するのか、当然研究者も開発出来るようなレベルのものではないので、登山者の把握も御嶽でああいう風に問題になって、消防庁さん、自衛隊さんの方でも結局把握が出来ていなくて時間がかかってしまって、いまだに行方不明者がいる状態があるわけなのですが、実際そのところは誰も手を付けられない。というか、市町村にはほぼほぼ無理という。県でも中々難しく、全国的にそういうシステム、統一できるようなシステムを開発、何かソフトとか、何かの時に少し投げかけていただけならありがたいと。そもそも情報伝達する仕組みが無いのですよね。富士吉田市に登山者に電波の届く届かないの物理的な問題と、富士山見ていただいて分かると思いますが、どっちに逃げるかを一律にこうだろと言えない状態があって、これは大きな視点で国が色々な省庁が横ぐしを指した形でコビット 19 に中で情報を集約する、良い悪いという問題はありますが、情報を使って、あれに近いですよね。どこに誰がいるって。その人たちにどう指令を出すのが、いずれ一件とかで賄えるものではない。避難要領の為になるというところなので、ぜひそういった仕組みが、消防庁さんだけでやってくださいってことではなくて、色々なところに少しずつ跨って、実際話が長くなるのですが、先日内閣府の避難確保計画を作っている中でも、周辺の人々を確保するのは山小屋さんですが、周りを歩いている人は誰が安全を担保するのかっていった時に、安全を担保するのは富士吉田市。とはいえ、その手段は無い。そういったところは、日本は山岳観光が盛んなので、ニュージーランドだったり色々な地名と照らし合わせながら、何かした情報を伝達する方法を作り上げていかないと、起こり得るに関しては解決がない。伝えますよって言っても観光客さんは伝えられても、施設内にいる人を対象にしている訳では無く、点で

バラバラその辺に居る人がいて、誰のお客さんでもないという状態は、ただただ歩いていると。富士吉田市からすると、道は富士吉田市の敷地にあるのですが、来てお金を落としていって行くわけでもなく、歩いて帰るだけでもいるんで、そういった人たち、外国人が非常に色々な各国から来ていて一つの県とか市では、ほぼほぼ間に合わなくて、それは色々なところで抱えている問題で、一個の県が何かをやって解決するような問題ではない。

【座長】 ありがとうございます。結局、現行の情報伝達の仕組みは災害対策基本法にのっかっているんで、責任主体は全て市町村になっている。一方火山では、市町村単位で火山噴火が起きる訳では無いので、広域の可能性が高い。その時に仕組みがないということなのでですね。全部市町村任せかという、特に外国人の観光客とか、日本人を含めた観光客の問題と登山者は自治体単位で来ているわけではないので、全く把握は難しいわけですね。その辺の情報伝達の仕組みは、もちろん被災された方が、市町村内で被災すれば、自治体は対応しなくては行けない義務が法律上あるのですが、お金を落とさない人の対策を全部やれ、というのは中々無理な話。ですからハードの部分も含めて、そのあたりどうするのかというのはある。市町村で何とかなる問題でも無いのかなというところだと思います。

【消防庁】 私も上の方で具体の動きが何かあると認識はしていません。水害等で最近出てくるのは、スマホの位置情報をビッグデータで把握してとかありますが、もちろんそれは民間の携帯会社とかがベースになっているものの域を越えていないのかなって思います。おそらく国の方でそういう活用が進むのであれば、水害の方からいくと思いますので、第1回でも話しましたが、こういった課題も記録にありますので、おそらくまず、圏外がなくなって、そこからとか何段階かに行く話になってくると思います。外国人についても、国が Safety tips 等のシステムを作っていますので、将来的にはそういうのを作るという方向性になるかもしれないというところで。

【座長】 Safety tips はダウンロード数からすると普及に課題がある。富士山は携帯電話の契約した基地局の情報で数の把握が出来ないので。というのは、山頂に基地局が無いので、下から電波を飛ばしている状況なので、裾の場所であればどの辺りに何人居ると推定出来るのですが、山のどの辺りに居るかは、今の仕組みでは技術的に無理だと。GPS アプリで情報が取れるユーザーってかなり限定されるので、中々数を把握するのが難しいみたいですね。どこの山も共通の課題ですね。他の情報伝達についていかがでしょう。

【吉本委員】 登山者・観光客の切り分けをどうするか。前も言ったのですけれど、第一次避難エリア、第2次避難エリアより内側にいる登山者・観光客と、そこから外側にいる登山者・観光客では全く性質が違う。情報の取れ方の性質が違うと思うので、そこは少し、山で観光もし、登山もしという山で、純粋に御嶽みたいに登山客しかいないようなところを、観光客登山客から、おそらく、本当にこの第3次エリアにいる本当のレジャー、5合目もほとんどレジャーなので、お土産を買いに行くような人だけというのは、切り分けておいた方が、情報の入れ方が全然違うと思います

【座長】 登山者と観光客についてですが、山に居れば登山者と呼んで、平場に居れば

観光客と呼ぶところの違いかなど。そういう意味ですよ。

【吉本委員】　　そういう風にしました。5合目にいるのも。

【座長】　　山に居れば情報伝達手段が限定されますし、ハザードにより近いわけですから、切迫度が高いわけです。ただこの矢印がいっぱいある情報伝達ルートは機能しなさそう。

【座長】　　一時集結地って言葉が、富士山火山広域避難計画と全く違う文脈で使っているので、市町村内に観光客向けの為の一時集結地を作るって意味でしょうね。住民の広域避難計画だと、遠方の広域避難先にそれがあるんですよ。だからそれが同じ言葉であるけど、まったく使い方が変わっているの、これはあまりよろしくないかもしれませんね。結局こうやって議論して作った人は分かるのですが、後でどんどん人が入れ変わっていくので、後で同じ言葉を使っていくと、混乱すると思うんです。市町村によって言葉が違うのは最悪なので、出来るだけ同じ文言は同じ意味で遣うという風にしていただきたいと思います。

他いかがでしょう。情報伝達はよろしいでしょうか。

同じく項目が一つだということで、避難対象者の行動について協議したいと思います。ここも何か事務局から議論のポイントとかがあれば説明していただいた方が分かりやすいと思うんですが。

【消防庁】　　現行、より明確化しているものとして輸送手法の確保というものがあります。これはどこの市町村でも共通するものなのかなって思っています。これは、必要性は場所によるって思うんですが、避難手順というところを今後より明確化する必要があると思っております、必要性だとかをどうしたら良いのかというところを。

【吉本委員】　　②の中の①保有者の避難手段のところですけど、長期避難になるか一時避難になるかで、凄く大きく変わると思うんですね。長期避難になったら車しかない、車も財産なので、車があれば、避難所から自分たちの好きなところに移動することも出来るし、車が無かったらそういうのも出来なくなるし、富士山を考えると、ほぼ車社会なので、それを手放すってことはほぼ無い。長期化するか短期化するかというアナウンスによってここは変わる。長期化するって言ったら、ほぼ100%車で避難する。都市圏とはその辺の事情は違って、特に家がやられるかもしれないと少しでも財産を持っていきたいというのが人間だと思うので、切迫度と長期避難との兼ね合い。もし一時的に帰れるのであれば、歩いてでも集結すると思うかもしれない。長期化しますよと言った瞬間に誰も歩いては行かない。そこらへんの現象の切迫度がより第一時避難対象エリアに近いところに居るかどうかということ、現象に比較的時間があるかどうかということ、その後の長期的に避難せざるを得ないかどうかということ、大きく手段といったところで。なので、基本災害の時は車でというのは駄目だとしてよくあるのですが、田舎の場合は、それはほぼ無いんじゃないかな。

【消防庁】　　難しいです。

【吉本委員】　　だから、車ありきでの避難を検討せざるを得ない。

【事務局】　　前回の検討の中でも乗合という言葉を使っていたのですが、先程先生がおっしゃるように、車も財産という風に考えた時に、例えば、家で車が2台あって、一家族辺り

が何人というので、出来るだけ一台でまとまって避難しようっていうのはまずならないなという風に考えて、車は2台、俺とあなたでそれぞれ運転して逃げるぞって。車は結構多めに出るのだろうなという考え方になっています。

【吉本委員】　なので、前回も少し話はしたのですが、昼まで本当は車が家にあるはずですが、みんな家族が乗っていっちゃっていない人というのを、他の家の別の人たちが、とりあえず一緒に行きましょうって乗せていくことは多分ある。車100%、あるいは99%。

【座長】　今回の山中湖村での避難先のきららでの収容台数を考えて、とりあえず全員最悪車で来ても問題ないということで、特段指定はしなかったという、その視点で会議をしているのですけれど。

【吉本委員】　車の収容可能台数は記載するようになきゃいけないと思います。

【座長】　短期か長期かは、繰り返しになるのですが、噴火直後は分からないっておっしゃっていました。吉本委員の説明だと分からないのですが、長期の時は帰れないので、車になるんだけど、今回の噴火が短期で済むのか、長期にわたって影響が出る噴火に今後なるのかは実は分からないというところが凄く難しいということだと思います。

【吉本委員】　なのでほぼほぼ100%動くだろうと。

【座長】　そうですね。

【吉本委員】　帰れないかと思っちゃえば。帰れないかもしれないと思うと皆ととりあえず車を持って行きましょうって。

【座長】　そうですね。これも言葉の確認をもう一回させてもらいたいのですが、山中湖村で一時避難地という言葉と、二次避難地という言葉があって、字は「次」という字の一次二次ってなっていると思うのですけれど、二次避難地って呼んでいるのが、車でそこに一時的に集まるような意味あいなのですかね。これは富士吉田市の防災計画の中でも一時避難地、二次避難地という言葉があったので、他の市町村もこういう使い方しているのですね。

【山中湖村】　広域避難計画、この計画を作ったときは私も居なかったのですが、集結地という言葉は使っている。集結地は広域避難先です。ただ村内では集結地という言葉は使えない。避難地というと区の公民館ということになる。ただこれは古い計画なので、次に出来た計画では言葉を割いた。

【座長】　なるほど、じゃあ少し古い可能性がある。分かりました。一時集結地は使わないと良いと思いますね。広域避難先でその言葉を使っているので、それを観光客向けだったり、住民向けだったり、使わない方が良いというのが1点と。用語が市町村によって計画上言葉が多分違う可能性があると思うのですけど、どういう使い分けですか。富士吉田市は。一時避難地、二次避難地って使っていますが。

【富士吉田市】　県の防災計画とは整合をとっています。

【座長】　県の防災計画と整合を取った形の。なるほど。じゃあ他の市町村も一緒か。一時避難地、二次避難地って。これは全国でバラバラなのですよ、言葉が。避難所に関わる

文言が10以上あるらしくて、同じ意味じゃなかったりするのではやこしいですが。県内は統一されているのですか？みんなよく分かっていないのでそこは確認していただいて。

【吉本委員】 多分これ一般災害の方から来ているのですよね。

【座長】 そうそう。火山から来ていない。

【吉本委員】 風水害の避難の方から来ていて。

【座長】 元々地震です。一時、二次の考え方は。

【吉本委員】 それを部分的に当てはめただけなので。

【座長】 法的には今改正されて、指定避難所と指定緊急避難場所は分けなさいって話もあったりと、これもハザードごとに違うので。今回の取組を機に言葉の定義を明確にして、ちゃんと使い分けましょうって事だと思うんですけど。

【吉本委員】 さっきお話ししたように、富士山火山広域避難計画は大改定があるので、その時に多分大改定があると、市町村もそれに連動して修正されると思うので、その時に。

【座長】 来年度行う予定なのでその時に議論してもらう事になるのかなと。消防庁さんの方は全国でひな形を示すということなので、出来るだけ市町村ごとに計画上の文言が違うのはよろしくないと思うので、火山は複数の市町村にまたがっていることがほとんどですから、出来るだけその辺の表現は標準化してもらった方が良いでしょう。

他にこの避難対象者のところについていかがでしょうか。特に輸送手段の確保が課題になるんじゃないかということですが、これは富士急行さんと協定を結んでいるとかそういうことですか。そういうものではないですか。現状は特段中々出来ていないと。富士急行さんもバスの保有台数が限られていると思いますので、皆あてにすると無いというような感じかもしれないですが。これも数をちゃんと見積もってやっていただくことで。

時間も限られているので、一番議論しなくてはいけない項目が多い、避難対象者・誘導方針について、ポイントをいただければと思います。

【事務局】 4つを一気に議論するのは難しいのかなと思っていまして、順番としてはひな形の方にも書いていますが、2ページのところにある事例1のところからお願いできたらなと思っております。どの避難路を活用するのかについては、降灰の影響を考えると非常に大きいのかなと。その反面、単独の市町村の中で集められる情報には限りがあるということ。

【座長】 分かりました。これは吉本委員から何度も問題提起いただいた点でもありますので、これについてお願いします。

【吉本委員】 これはもう今回の避難要領を作っていたので、ある意味これを元に各パターンを作っていただくしか、実際に、当然町だけではなくて、いくつかパターンを絞られると思うのです。基本的には山中湖村は火山灰、プラス溶岩が市街地にかかってきたときぐらい。ただ市街地に入ってくるまでには、時間的な問題としては数時間の猶予があるので、時間と方法というところかな。よくあるのは、ハザードマップもそうなのですが、溶岩流は、歩いてでも逃げられるほどの速度。火山灰は、上からサーッと降ってくるので、噴火して数分も経てば、落ちてくる可能性があるということで、現象の速度の違いが凄く大きく

て、パターン分けするときに、溶岩流さえきてなければ、ある程度動いても良いはずなのにすけど、そこはダメって、ハザードマップ上ダメって書きちゃうことが多いのですよ。よくある間違いというのは、火山泥流が通過するところで、ハザードマップ上に色を塗ってしまうと、そこを通過してはダメって考えてしまうのですが、雨が降らなければ、火山灰が降らなければ、そこには火山泥流は来ない。実はハザードマップへの色の入れ方が非常に難しいので、ある程度そこは専門家と一緒に、パターンを作って、せっかく避難要領もやっているの、そこで火山防災協議会のメンバーともに、そういった避難パターンを出来るだけ分かりやすくするようにという、そういったセッションをどこかに入れておいてもらえると良い。火山防災協議会は必ず専門家がついて、火山、砂防などだいたい揃っているはずなので、そういった専門家の方とともに、パターン化が出来るのであれば、そうした方が良い。単独で作るのはかなり難しい。

【座長】 難しいというか、無理ですね。無理だと思うのですね市町村が自分で考えるというのが。火山の現象も色々な場合分けが、それぞれでされていまして、それが直接市町村に影響する場合と、プラス降灰風下で影響する場合の両方考えなくてはいけないんだということが少なくとも伝わってればいいのではないかと思うのですが。

【事務局】 一つ事務局の方から質問なのですが、例えば地域防災計画の巻末とかによく様式とかあると思うのですが、例えば被害報とかを県を通じて、国に報告するような、いわゆる四号様式、五号様式と言われるもの、書式であれば各市町村さんの方でお持ちのものがあると。反面、気象庁さんとか気象業務法の中で伝達するような仕組みだったり、水防法の中で伝達する、法律に基づいてやるものがあるのですが、今回の避難に有用な情報を共有するってところに関しては、それを担保する法律のようなものが無いような気がして、オペレーション上も大事な情報があるので、なにかその中で、関係機関との協議でいうと、情報のいわゆる降灰情報の地域間での共有の仕組みのルートみたいなイメージとか、それをやり取りする様式なのか、あるいは連絡先なのか、何かそういうようなものを作ると良いのかになって事務局としては思っていたのですね。この行間にはそこまで受け取れるものではないかもしれないですけど。そういうような仕組みとかを作るのって難しいことなのかどうかということについて、ご意見いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【座長】 降灰予報はまず気象庁が出すのですね。だから予測に基づいて、どっちに火山灰がどの程度積もるかは気象庁が出します。国土交通省からは、リアルタイムハザードマップがでます。そっちの方では影響範囲がシミュレーションで示される。火口が特定されればすぐ出ることになっていますので、少なくとも国の方からその2つは確実に出る。あとはどの道路が降灰で影響がでるから、そっちを使えなくなるとかですね、そっちに逃げちゃいけないとかいう判断は複数の機関が出している情報をにらめっこしなくてはいけないという状況です。

【事務局】 今もし仮に起きたとして、山中湖村様が現行の現状の仕組みでどうにかしなくてはいけないといけないうってなった時に、テレビをつけてラジオをつけて、とにかく情報

を垂れ流しの状態のところから地図上で「×」をつけるのが、一番現実的になってくるのかなって。

【吉本委員】 今おっしゃったのは、県から降りてくるので、これはすぐに周知されます。わざわざテレビを見なくても大丈夫です。協議会から、国から受けた県から。それはまだ県の総合防災情報システムを GIS の上に乗せることは出来ないのですか？

【座長】 それは出来ない。おそらく現地本部は立ち上がっているはずなので、そこで統合して、道路も規制かけるかけないって。広域に避難する必要があるのか、まずは域内なのか。各市町村は、だいたいこのあたりには、ある程度その現地本部でおおよそ決めなくては行けない。それが市町村にも下りて行く。市町村が自分で判断するのは中々難しいと思うのですよ。火山の頻度があまり少ないもので、現地本部にも専門家が入っているはずですし、関係省庁、リエゾンも来ているはずなので、そこでおおよその方針は決めなきゃいけない。

【吉本委員】 多分、必要なのはそういう情報が入って、それ一個一個に対応していると遅い。市町村もこの分布はこのパターンに近いというものを、避難実施要領で作った。山中湖村の事例を出して申し訳ないのですが、例えば、今に高まりますとあって、湖の西側に溶岩がきますよって、火山灰は籠坂の方に飛びますよって、こういうパターンだと、どう逃げるかを予めこれで決める。逆に溶岩流は籠坂の方に降りていって、全体的に富士吉田の方に逃げられるバスが空いていればそっちで逃げます。この溶岩流と火山灰のどっちがどこで起こるかというパターン化を、今後いくつかつくって示しておけば、そのリアルタイムハザードマップだったりとか、降灰予想というのを自分で重ね合わせた時にこのパターンに近いねって、じゃあこっち側に全体的に逃げましょうって仕組みに持っていくのが、これから避難実施要領を作っていたらあとに、パターンをたくさん増やしていって、パターンとプレアナリシス型のハザードマップみたいなもの、山中湖村にとって、それに現況を合わせていく、現況を落とし込んだ時にどのパターンが通用するかで避難の実施をしていく。

【座長】 そのパターンは、自治体単位で見ると、どれくらいの数があるイメージですか。ハザードマップだと 100、200 の世界になっていくじゃないですか。

【吉本委員】 ざっくり考えると。片手レベルかなって思っているのですが。方向性だけだから。多いと逆に困るので。火山灰降っている時は籠城という、逃げないという選択肢があると思っています。

【座長】 僕も片手くらいのイメージなのですよね。いっぱい作ってもしょうがないので。住民はやっぱり自分で判断してというのは、火山の場合難しいですね。経験がないわけだから。かなり指示をしないと。トリガーは行政が出さないと中々動けないじゃないか。トリガーが出たら住民が動くような仕組みとか訓練とか計画を作らないといけないけど、トリガーを明確にだしてあげないと、中々住民の移動は難しいということ。

【事務局】 そうしますと、2 ページの④に書いてある防災情報を把握する仕組みと、先程リアルタイムハザードマップの話ですとか、降灰の話ですとか、ここの情報を把握する仕組みというのを無いわけではないですが、集約や活用するというのが、むしろ課題じゃない



かというところですよ。

【吉本委員】 我々はシステムが入っていれば、GIS でなんとかなるよって思っているけれど、実際に村とか市とのレベルだとそれは簡単には出来なかつたりするので、庁内のパソコンだとそこは苦しいので、情報がたくさんあるので、それを上手く活用する仕組みが無い。ここでは無い。この2番目の訓練は、パターンを作れば、今、訓練は、4つなり5つなりあればよくて、それに対して、更に多くやれば、課題が見つかって、そこからまた、フィードバックしていける。大変だと思うのですが、パターンづくりがそういう意味では避難の出来るだけ複雑にならないパターンというのは、必要じゃないか。

【事務局】 ありがとうございます。

【金子委員（代理）】 避難誘導方針とか、要避難者の行動、情報展開は、3と5と6という風にあったのですが、まず帰宅支援から。この登山者・観光客避難者支援。資料3のひな形の方ですね。避難経路はこちらのひな形の方には無いように見えるのですが、これは避難誘導先とか、それにありそうな感じなんですか？

【事務局】 主な項目というところの左側は、今おっしゃっているように、先程も申し上げたようにひな形の項目と合致させているのですが、その隣の左側2番目の項目については、この資料限りの文言にしています。なので、避難経路とか観光客の帰宅支援、そういったことに関しては、ひな形の項目というわけではなくて、議論するために事務局側でまとめたという意味合いです。

【金子委員（代理）】 先ほども5か6で、避難経路とか避難とか、こういったものを明記しておくことってことが必要になってくる。避難経路は具体的にはどこを通ってイメージしておく、火山現象とか人によって避難経路が変わってくると思うのですが、ただ、これがあるAというシナリオだとすると、Aの場合の避難経路は、他の市町村についてはそうではないということをお記していた方が良いのでは。

【消防庁】 今回、山中湖村様の場合は、具体的な経路というか、こういう降灰の風向きの時には、こういうところが使えなくなりますよという大方針とかを示す必要があると思います。一番右側の3の①となって、避難誘導の方針となるのですが、おっしゃるとおり、④の避難誘導先に書かれる場合もあるように、広域避難となるとじゃあどの道を選んでることになりますので、現状の割り振りですと、①避難誘導方針、もしくは④の誘導方針に書くか、それかまた、新しい経路というのを選ぶ必要があるという問題もあります。

【事務局】 今回の検討の中では基本的には域内避難の方をかなり重点的に検討したというところが今のこの要領のこの項目に影響しているのかなという気がしています。そうなってくると、例えば、市町村道とか県道とか、そういった部分のぐらぐらって書いているような姿になってしまうので、そうなってくると、要領の中に項目として今入っていないのはそういうことなのかなって思っているところです。広域避難とかですね、そういったことを考えていくとかそういった時に、経路というのはおそらく県道以上のルートになってくるとお思いますので、今金子委員がおっしゃったような話として、広域避難向けの要領を作る

とするならば、そういった項目がありえるだろうなって思っています。域内避難を重点的に検討した結果、今の目次の中には入っていないという風なことが現状ではあると思います。

【座長】 ありがとうございます。時間がかなり良い時間になってまいりました。あと3つ残っているのですね。事例2、事例3、事例4。

【事務局】 もしよろしければ、事例の2の3ページ、③④を見ていただきますと、把握する手段が無いというところですが、前提にもなりうる物というのは、中々難しいところで、取組的なもので、どこからやっていけばいいのかっていいですか。最初まず何から始めればいいのかという議論が大事かなと今思いましたが、ご意見いただけますか。

【吉本委員】 富士山と御嶽と那須では、ビーコンを使った登山者の把握実証実験をやっているのですよね。これ自体は登山者全ての人にビーコンを渡す、レシーバーを設置するという問題があって、中々費用的に難しいですけど、一応こういったものを使うとどこにどのくらいの人がいるかは把握できるところまでは、技術的には可能です。ただ、コストの問題、要は誰が100%どこにいるか把握するために渡すというものと、当然電気の問題でレシーバーをどれくらいの期間つけるのか、ビッグデータを誰がどう処理するのかという課題がまだ残った。ただ、ある程度これは民間企業さんがやっているのですけれども、人を把握するってところ、登山者がある程度把握するってところです。例えば、道に迷った人、ビーコンにはシリアルナンバーが入っていてそれを特定すると、それに連動して途中まで行った人、どこかでいなくなっちゃった人、それが何番でどこまで一緒かというところくらいまで、検索して調べ上げるところくらいまでは技術的にはきていますが、中々それを導入するのはハードルが高くて、そもそもはランニングコストの問題です。そういう意味では開発はされている途中です。

【座長】 ありがとうございます。富士山チャレンジの取組みが実証実験としてなされているということですかね、書けるとしたら現状。統計的な仕組みとして、整理されている例は無いと思いますね。

【吉本委員】 ちなみにこの3番で出てきた、噴火警戒レベル2相当という言葉。富士山では火山情報（臨時）というところで、2ではないと。富士山特有の情報の出し方で、富士山は2は無いので、これはご存知だと思うのですけれど。これはどこかアスタリスクをつけて、富士山にはこうですよというのをどこかに明示しておいた方が良いでしょう。

【事務局】 分かりました。

【座長】 観光客の情報を宿泊施設が持っているのですよね。宿泊していらっしゃる方であれば。だから個々の宿泊施設が、今宿泊客何人いるのかを集約する仕組みを作らなければ把握しようがないということだと思えるのですね。これは前回だったか前々回に、沖縄県の例を紹介したと思うのですが、沖縄県がやっている例があるので、こういう仕組みを整備しない限りは少し難しい。おそらく市町村単位でやるのは荷が重いので、県レベルでやる話かなと思います。だけど、滞在者については、要は宿泊していない観光客の把握は難しい。鉄道で来ていたり、車両で来ていたり、色々なケースがあると思うのですが、中々難しい。

今この地域に観光客が何人いるのか、そのうち外国人は何人いるんだというのが分かるのかって言われると、中々難しい。沖縄みたいに船か飛行機しか入れない場所は分かりやすいですけど、陸は繋がっていますから、中々そこは難しいんじゃないかなって思いますね。

【座長】 他事務局で確認したいポイントはございますか。時間も過ぎているみたいなので。

【事務局】 事例の3と4になりますが、4は難しすぎるということではありますので、3の方からお願いできたらと思います。資料の4ページ。

【吉本委員】 事例3なのですが、また難しい話をして申し訳無いのですが、スバルラインが火口ができたり、亀裂が入って使えない時など、地震はスバルラインの下で集中してくると中々使えないと思うのですよね。やっぱり使えない時も、これは富士河口湖町の話なのですが。その場合に民間の車を手配したとして、危ないところに民間の車が行くかどうか問題が残っています。当然リスクが山の中には、あります。民間に車をお願いしてピストンしてもらえるものだと思っています。

【事務局】 今富士河口湖町様の4ページの例で、2相当というところの状況というところで、まだ突発的なのとか、いきなりの噴火が無い前提の中ですけど、例えばその中에서도、危険側の方に事業者が車を走り、少しそれは厳しいという話がある場合も、あるということでしょうか。

【吉本委員】 実際に北海道駒ヶ岳は、噴火した時は、鉄道はリストを使ったり、たぶん今はJRはやらないだろう、それは民間だからというところでもあるので。民間だと民間の対応方針があって、そこは確認しておかないと、要請をするにしても、どの会社が行ってくれる、行ってくれないもしもの時の為にちゃんと要請しておかないと。要は富士山の場合、富士山は噴火したことは無いので分からないのですけど、伊豆大島だったり、三宅島というのは、地震発生してから2時間くらいで噴火している。地震発生しました、上の方にいっばいいます、じゃあバスを誘導しますって行って帰ってくるだけで一時間かかるのですよね。2便目というのは当然2時間、3時間かかってくるので。当然地震は段々と上に上がってくるのですが、急に上がってきてしまうと、当然対応が出来ない。そういったところの対応は、ある程度は民間に要請するにしてもどの時点までというところは、ある程度、当然それは、自衛隊とかが動いている中で、確認しておく必要があります。

【金子委員（代理）】 この車両の確保も町の対応に委ねられることなのですか。5合目のこのケースだと。

【座長】 県ですか？

【金子委員（代理）】 市町とはいえないですし、県が全面だってやるかっていうと曖昧だと思います。

【座長】 曖昧ですよね。

【吉本委員】 それはだから次のところとするしかない。いずれにしても提携するにしても、それはどういったところまでっていうのは、こっちはあてにしているけど、相手側はこ

うなったらうちは行かないよと言われてしまうかもしれないので、そこはちゃんと押さえておかないと。安全であれば歩いてでも降りれば良いのですよね。だから安全の方向を示すことが大事。そうすると1ページ前の、自分の車が置いてあるのは北麓の駐車場で、だけど降ろされたところは、違うだとか、須走の方だったりとそういったケースも出てくるので、逆もありますよね、

【事務局】 五合目の方から降ろすっていう考え方と麓間での行き来で、全国の火山避難計画を作っている際に、上った場所と降ろされた場所が違ったというケースは、レベルの設定の範囲を考えたくて、麓間の行き来の話でいくと、移動手段を失ってしまった登山者はじゃあどうするんだという話については市町村間での輸送手段の確保だったりが必要になってくるのかなという風なことを考えていて、これも4ページの一冊下段の④に入れさせていただいた。

【座長】 ありがとうございます。かなり時間が押していますが、最後なので4ですか。4が残っているのですか。風水害でも今、個別避難計画を作りなさいという通知が出ているやつですかね。風水害でも中々出来ていないですけど。

【事務局】 考え方としてはまず、個別計画、名簿に基づいて作る個別計画の中でも、対象災害として、火山の方からやるのか、それとも、風水害とかのそういったところの避難のことを考えてから、火山の方に転換していくとか、検討の順番もあるのかなと思っていました。他の検討と違ってすぐ着手出来る事というのは、少し難しいのかなというイメージはあるのですが、その中でもしやれるとしたらどういったことがあるのかなと思います。

【消防庁】 ③で示していることは、富士吉田市様は避難所の数、単純な人数としては足りているということだと思っておりますが、要支援者を避難させると考えると、要支援者用のスペースだとか、福祉避難所的なやつ、そういったものが足りないという事で、ここは我々が書いているのですが、域内民間施設、隣接市町村の公共施設、こういったものを確保、この辺でもしっかり確保しないといけないなということ。ただこれは、対象施設と協議していくしかないのかな。これについては、地道にやっていくのも大変なのですが、地道に協議していくものと思っています。要支援者の避難をそもそもとなると、より大変になってきます。

【吉本委員】 そもそも要支援者、お年寄りも含めてですね、事前に例えば、状態が怪しくなった時に、自分の身内である程度疎開させてくれそうな場所があるような人は、ちゃんと調べて置いて、そういった人は事が起きた時に一旦そこにまずは視野に入れて、少し数を減らすということも有り得るんじゃないかな。ある意味全く知らないところに行くよりは、知っている人、よく行く遠方に息子さん娘さんがいるのであれば、そっち側に疎開するとかね。色々なところにいる身内の所に行く。鹿児島がそういった取組みをしているそうで、避難所の数を減らすために、あなたがこの近くに避難する親族がいますといった状況把握のための調査をされているそうです。そういうのをやってみても良いかな。

【事務局】 ありがとうございます。

【座長】 中々難しいですね、これは。一時的になんとかというのが一番大変な方なのですけどね。移動させることがリスクの方々もいらっしゃるので中々難しいです。対象となる人数を出来るだけ減らすのは確かに重要だと思うのですが、そこは良いと思うのですが、ただ実効性の高い計画作りはかなり難しいので、そこは火山だけでみるというよりは、他の水害とかでも議論されているところなので、ハザードに関わらず避難行動要支援者の避難をどうするかというのはかなり大きな問題だと思いますので、中々すぐに答えが出ないのかなと。

時間も過ぎていたので締めなきゃいけないと思っているのですが、オブザーバーの方がせっかくいらしているので、何か意見があればもらった方が良いのかなと思いますが、オブザーバーの方いかがでしょうか。今日は最後の検討会なので、これだけはということがあれば、お受けしたいと思いますが。

【富士砂防事務所】 秦座長発言のリアルタイムハザードマップ、吉本委員発言の避難パターンを受けて、今後、私どもで富士山のリアルタイムハザードマップを見直す時には、地域の避難パターン作成の議論の場に積極的に関わって、地域の実情などの情報をいただき、自治体の避難とリアルタイムハザードマップ見直しを一緒に並行して作業できるとスムーズに進めていけるとと思いますので、今後の議論の場に期待したいと思います。

【座長】 ありがとうございます。ぜひ砂防事務所さんと一緒に議論出来るような場を持たせていただきたいと思います。ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは事務局に進行をお返ししたいと思います。

## 6. 今後の進め方

【事務局】 ありがとうございます。それでは、今後の進め方というところですが、本日協議いただいて、ご意見をいただいた内容も含めまして、資料の中で修正を加える点というのを改めて精査したいと思っております。こちらの方の検討会につきまして、最終的な投票物、これまでの会議資料については消防庁さんのホームページに掲載してございましたが、今日検討、精査した最終のところの報告のところについても考えてございますので、また改めてそこについてはご相談させていただけたらと考えてございます。

【消防庁】 委員の皆様、モデル市町村の皆様、オブザーバーの皆様、三回に亘りまして貴重なご意見、お時間いただきまして、ありがとうございます。この事業は消防庁として火山災害に対して、避難の実効性を高めるということで、何が出来るかというところで、庁内他の分野で行っています避難実施要領を持ち込んでみてはどうかということで、法的な位置づけは無いものですが、企画をしたものでございます。モデル市町村でこうした1枚ものを作っていただきまして、こういう風に一覧、全体が見られるような、これを作る過程で今ご議論させていただいたように、小さなものから誰も答えを持っていないようなものまで、様々な個々の実効性を高めるために必要だよねということが出てきまして、それが

重要なのかなと思っています。この事業、消防庁としては本年限りなのですが、今後例えば訓練を行うですとか、そういったところで、活用されていくのかなと思っています。この出来た成果なのですが、資料3、4を整理しまして、事例集として公開することを考えております。改めてありがとうございました。

## 7. 閉会

**【事務局】** 以上を持ちまして、本日の会議、検討会を終了させていただきたいと思えます。先生方どうもありがとうございました。

以上